

## 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、残念ながら今でも後を絶たない。冤罪事件では、長時間にわたる取調に耐えられず、やってもいないことを自白してしまうケースが多い。裁判ではその自白だけが決定的な証拠として採用され、無罪を主張しても、自白しているからとして有罪とされる。無実であるのに裁判で有罪が確定してしまった冤罪被害者を救済する手段は、再審しかない。最高裁の司法統計によれば、毎年50件前後の再審請求が行われているが、ほとんど認められていない。2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続いた。また2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事があった。直近では、今年3月に東京高裁が袴田事件の再審開始決定を維持し、東京高等検察庁は、最高裁への特別抗告を断念し、再審が開始された。

再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規、明白な証拠を提出することが求められるが、証拠は検察の手にあり、それらを開示させる法律はない。無罪となった再審事件で、新証拠が、実は当初から検察が隠し持っていたケースもあった。無罪を証明する証拠が、当初から開示されていたら、冤罪は生まれず当事者の人生は全く別のものとなっていたはずである。また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められている。

また、再審開始決定に対する検察による「不服申立て」が許されていることも問題である。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、2005年に再審開始決定を得ながら、検察の異議申立てにより、再審が行われないうまま、89歳で獄死した。こうした悲劇を繰り返さないためにも、法的な制限を加える必要があることは明白である。あくまでも検察が正しいと主張するのであれば、「不服申立て」するのではなく、再審の場で審理を尽くせばよいことであり、再審法を無視した「不服申立て」は、無駄に時間を費やし冤罪被害者の権利を侵害している。現行の刑事訴訟法のルーツであるドイツでも既に50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止している。

再審の際には、無罪を証明する新証拠の提示が必要であるが、裁判官によっては、新証拠の審理を行うこともなく、審理も不十分なまま裁判を終結し、再審を否定する判決が出されることが多い。裁判で、新証拠についての審理を十分に尽くせるよう再審裁判のルールをつくる必要がある。

現行の刑事訴訟法の再審の規定は、ほぼ大正時代の旧刑事訴訟法のままである。再審における証拠開示制度の確立、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）を禁止すること、再審における手続を整備し、ルールをつくることが、冤罪の救済のための焦眉の課題である。

よって、国においては、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、次の事項の実現を強く求める。

### 記

- 1 再審における検察手持ち証拠を全面開示すること。

- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること。
- 3 再審における手続を整備し、ルールをつくること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 22 日

新潟県佐渡市議会議長 近 藤 和 義